

発達障害のある大学生の就労支援の課題

～職業への円滑な移行と適切な支援の選択のために～

望月 葉子

(障害者職業総合センター)

一. はじめに

発達障害者支援法が施行され、早期発見・早期診断により早期の支援を開始するために、診断体制の整備が急務であるとされた。しかし、高等教育に在籍する者についてみると、診断や相談の経歴を有する者ばかりではない。こうした者の中には、特性の理解や対処行動の習得に至らずとも、教育における支援によって必要な課程を修め、卒業に至る場合がある。そして、学校を卒業すれば、好むと好まざるとにかかわらず職業の世界へ送り出されていく。ここで問題となるのは、障害を受けとめる機会がないままに一般扱いの就職活動を行ったものの、「就職に失敗する」「就

職後の職場適応で失敗する」等の経験を通して「障害に向きあう」ことになる場合である。

障害者職業総合センターにおけるこれまでの研究では、発達障害のある若者の職業選択が彼らの教育の選択と密接に関連していることを指摘してきた。彼らの卒業時点の希望には、「特性に即した支援を利用して障害者雇用により就職する」がある一方で、「学歴や資格を身につける」「障害者手帳をとらずに就職する」などがあった。これらの希望は、教育の選択を背景としており、当事者とその親の「障害の受けとめ方」の問題とも関連していた(障害者職業総合センター、二〇〇〇・二〇〇一・二〇〇四・二

〇〇六・二〇〇九。

障害者のための雇用支援（注1）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって実施されている。しかし、高等教育に在籍した経験を有する発達障害者の中には、職業選択において障害者のための雇用支援があることを知らない、知っていても選択しない、などにより、支援を利用するまでにさまざまな失敗や挫折を繰り返す事例がある。ここでは、発達障害があることで職業への移行が困難となっている若者に焦点をあて、問題の背景を解明し、支援のあり方についてまとめておくことにする。

二・発達障害のある対象者をとりまく状況

一九九〇年代後半から学校経由の就職が困難さを増しているという実態に加え、ニート問題等への関心を背景として、若者のための様々な施策が施行されてきた（若者自立・挑戦戦略会議、二〇〇三・二〇〇四／厚生労働省、二〇〇五・二〇〇六）。こうした一連の経過について、小杉（二〇〇八）は、日本での本格的な若者雇用対策は二〇〇三年の「若者自立・挑戦プラン」からであるとし、このプランは初めての省庁横断的な若年者雇用対策プログラムではあるが、学校におけるキャリア教育と学校外の就業支援との

連続性があるとはいえない点を問題として指摘している。

小杉はまた、「学校就職以外の経路はまだ十分に整備されているとはいいがたく、その整備を進める一方で、学校中退者や無業期間が長く、キャリアの道筋が見えない若者たちに対しては、特別な配慮を持った支援が必要である。そして、それも学校在学中からの一貫した政策に位置づけられなければならない、効果を十分発揮できない」ことを指摘する（前掲、二〇〇八）。

これらの施策の中には、若年自立・挑戦プランや日本版デュアルシステムのように、いわゆる一般若年層を対象とした実践的能力開発の施策がある一方、在学中のインターシップや卒業後のトライアル雇用事業のように一般の若年層を対象とした事業形態と障害者を対象とした事業形態の両方を視野に入れた施策もある。しかし、学校（通常教育）と学校外の就業支援（障害者対象）との連続性については、一般若年層における支援の連続性と同様、十分であるとはいいがたい現状がある。

このような状況の下、発達障害のある若者は、一般の若年層を対象とした雇用施策と障害者雇用施策のいずれの施策にも周延的な存在となる可能性がある。この場合、彼らは、小杉・堀（二〇〇三）の指摘する「一般の若年層を対

象とした施策からドロップアウトする」あるいは「政策に乗ってこない」層にあてはまる対象者である。加えて、障害特性に相応する移行支援と出会うことがなかった対象者でもある。すなわち、特別な教育的支援の延長上に職業リハビリテーション（注2）の支援が必要でありながらも、障害者のための雇用支援を想定しない若者である。こうして、彼らは自らを一般の若年雇用対策の対象と考える若者になるのである。

「職業リハビリテーションを選択していない若者」は、背景に、障害特性に起因する問題^①をもちつつ、通常教育を卒業^②し、職業リハビリテーションの選択肢がない^③といった社会的・制度的側面と、職業リハビリテーションの選択肢があつたとしても選択しない^④といった心理的側面の問題によって、「学校から職業への移行並びに適応」の過程のどこかで職業上の問題を顕在化させることになる。したがって、本来、職業リハビリテーションを利用して職業生活に適応・定着していく若者が、「職業リハビリテーションに乗ってこない層」や「職業リハビリテーションからドロップアウトしてしまう層」にならないための方が必要である。既に政策課題として行政的な取り組みが始まっているが、こうした移行支援の充実と障害理解の促

進、並びに企業の受け入れ体制整備の課題は、依然として残されている。

三、発達障害者の現状と課題

① 調査結果が示唆すること

「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査（注3）」は、一八歳以上の発達障害のある青年・成人の現在の生活の実状を把握すること、並びに教育歴や利用した支援、学校卒業後の進路とその後の移行経路を踏まえ、支援ニーズをとりまとめることを目的として障害者職業総合センターにおいて企画・実施された（障害者職業総合センター、二〇〇九）。分析対象者一〇七八名について後期中等教育以降の教育歴に焦点をあてると、養護学校（現在の特別支援学校）を卒業した者が六七一名、高等学校・大学等のいわゆる通常教育を卒業した者は一六四名であった。また、常勤で会社勤めをしている者は養護学校卒業者の一一％、通常教育卒業者の二七％であった。こうした状況は、学校から職業への移行支援のあり方について問い直すものである。

また、常勤で会社勤めをしている状況を見ると、養護学校卒業者の場合、九六％が療育手帳を取得しており、障害

者手帳を取得していない者は1%であった。また、通常教育卒業者の場合は、50%が療育手帳を、27%が精神障害者保健福祉手帳を取得しているが、障害者手帳を取得していない者は21%であった(望月他、二〇〇九)。こうしたことから、障害者のための雇用支援を選択して仕事に就いている者がいる一方で、支援の利用に至らない、もしくは十分な支援を得られていない者への対応が検討されなければならぬという問題が指摘できる。ただし、支援が選択されるうえでは、周囲の理解だけでなく当事者の理解もまた重要となる。通常教育を卒業した者を対象に実施したヒアリング調査の結果からは、紆余曲折がありながらも現職に適応している事例では、障害を開示して就業可能な仕事を選択し、特性に即した雇用支援を利用して継続している状況が明らかとなっているからである。

四、職業選択と支援の選択

職業選択のための支援は、職業面での問題の現れ方を適切に評価し、問題を把握して対策を講じることが中心的な課題の一つである。在学中に障害特性を補完する手段や方法が確立されて一般扱いで就職する生活設計を描くことに無理がない場合はともかくとして、一般扱いでは困難が大

きい場合には、特性に相応した専門的支援を提案することが必要である。このとき、障害特性の理解に基づく環境調整の課題が明確になっていることが、とても重要な意味を持つ。問題は、「いつ」「どこで」「誰が」「どのよう」に「行う」のか、であろう。

職業選択の時点まで本人の課題の顕在化が先送りされるという事態は、学校から職業の世界への円滑な移行を支援する体制整備が途上であるところによるのが大きい。しかし、一方で、本人の思いや選択の結果であるとともに、本人を支える家族を含む周囲の関係者の思いや判断もまた大きく寄与している。「頑張つて」卒業したことを背景として、障害を否認したいという気持ち強く持つ場合、挫折体験(初職入職困難)や喪失体験(離転職/一般扱いとしての正規職員という地位の喪失)があったとしても、「一般扱いで就職したい」というこだわりを持ち続けることが多い。結果として、まだ他に自分に適した仕事があるのでないかという思いを持ち続けることになる。障害に向きあうことは、場合によっては、自分の存在そのものを否定されるほどに、この上もなく重い意味を持つものである。しかし、つきつけられた厳しい現実を否認しきることが難しい場合もある。このような経験を通して、「自分の特

性にあった支援を選択する」ことになるのだが、挫折や喪失からの立ち直りには深刻な体験を総括してフィードバックする相談活動が必要となることも多いのが現状である。さらには、メンタルヘルス不全を引き起こして治療や臨時的な支援を必要とする場合もある。

五．的確な評価に基づく支援の必要性

ひとくちに発達障害といっても障害は多様であり、障害の現れもまさに個別である。だからこそ、職業選択時点においては、特性を踏まえ、職業能力や適性、職業興味、対人スキル等を多角的・総合的に評価すること、客観的評価に基づいて自己理解の適正化を図ること、さらには、職業リハビリテーションの支援の利用可能性についても的確に評価すること、が重要となる。支援の利用に際しては、障害者雇用率制度の対象であるかどうかについての検討が必要であるが、雇用率制度の対象でない場合でも、多様な障害に対応する支援（相談・評価・訓練・職場適応支援、職場復帰支援等）を利用できる。

支援の選択をためらう、回避する、先送りする等の行動の背景には、障害観や障害者観の問題がある。こうした問題がありつつも、知的障害や精神障害を対象とした障害者

雇用において、専門的な支援を利用して就職に至る事例は蓄積されてきている。しかし一方で、こうした就職は当事者や家族が成功事例と受けとめない（受けとめたくない）といった見方もある。これは、「障害」に対するステイグマの問題とも関連が深いといえるだろう。障害に対するバリアフリーは政策課題となつて久しいが、社会の、周囲の、家族の、そして当事者の心の中にある障害に対する構え（バリア）をフリーにしていこうこそが、喫緊の課題であるといえる。

（注1） わが国における障害者雇用施策は、①障害者雇用率制度等に基づく事業主に対する指導・援助、②障害者の特性に踏まえたきめ細かな職業リハビリテーションの実施、③障害者雇用に関する啓発、を柱として展開されている。

職業リハビリテーションの支援は、法定雇用率の対象・範囲の拡大とともに、身体障害、知的障害、精神障害の順に支援の充実を展開する経過をたどってきた。発達障害のある対象者について、これらの三障害の特性に該当する場合には法定雇用率の対象として、また、該当していない場合には法定雇用率の対象ではないが職業リハビリテーションの対象として、それぞれ事業が展開される。

なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には各企業の雇用障害

者数の算定対象に加えることができる」とされている（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、二〇〇九）。

〔注2〕 職業リハビリテーションは、「障害者が適当な雇用に就き、それを継続し、かつ、それにおいて向上することができるようにすること、ならびに、それにより障害者の社会への統合または再統合を促進すること」（職業リハビリテーション及び雇用（障害者）に関する条約一五九号（ILO、一九八三））と定義されており、①職業評価、②職業指導、③職業準備訓練と職業訓練、④職業紹介、⑤保護雇用、⑥フォローアップ、の諸活動を含む。

〔注3〕 「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」は、社団法人日本自閉症協会の本部並びに都道府県支部（現、都道府県市自閉症協会）にご協力をいただいて実施（調査期間：二〇〇七年七月～二月）し、調査研究報告書No.88第一部第一章に調査結果を、第二部にヒアリング結果をとりまとめた。

〔引用文献〕

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 事業主と障害者のための雇用ガイド二十一年度版 二〇〇九
 小杉礼子 若者の就業問題の現状と課題 障害者職業総合センター資料シリーズNo.39就職困難な若年者の就業支援の課題に関する研究 三二二二一〇〇八
 小杉礼子・堀有喜衣 学校から職業への移行を支援する諸機関へのヒアリング調査結果 ―日本におけるNEET問題の所在と対応― JIL Discussion Paper Series 03-001, 1100111

厚生労働省 職業能力開発局キャリア形成支援室 「若者自立塾創出推進事業」の実施について <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/05/h0523-3.html> 二〇〇五年

厚生労働省 職業能力開発局キャリア形成支援室 「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/04/h0414-4.html> 二〇〇六

望月葉子・神谷直樹 「通常教育を選択した汎汎性発達障害者の現状からみた就労支援の課題Ⅰ ……」 「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」から… 「職業リハビリテーション研究発表会第17回発表論文集 三一四―二一七 障害者職業総合センター 二〇〇九

障害者職業総合センター 調査研究報告書No.38 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その一）―職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討― 二〇〇〇

障害者職業総合センター 調査研究報告書No.42 知的障害者の学校から職業への移行課題に関する研究 ―通常教育に在籍した事例をめぐる検討― 二〇〇一

障害者職業総合センター 調査研究報告書No.56 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その二）―青年期における状態像の詳細区分に基づく検討― 二〇〇四

障害者職業総合センター 調査研究報告書No.71 軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究 第二章・第四章 二〇〇六

障害者職業総合センター 調査研究報告書No.88 発達障害者の就

労支援の課題に関する研究 二〇〇九

若者自立・挑戦戦略会議 『若者自立・挑戦プラン』二〇〇三:

若者自立・挑戦戦略会議 『若者の自立・挑戦のためのアクションプラン』二〇〇四:

ンプラン』二〇〇四:

【関連文献】

望月葉子 障害者の職業選択に伴う問題と支援の在り方 ……『発

達障害』のある若者に対する就業支援の課題 日本労働研究雑

誌 第五七八号三二一四二 二〇〇八:

望月葉子 「通常教育を選択した広汎性発達障害者の現状からみた

就労支援の課題Ⅱ ……ヒアリング調査の結果から……」職

業リハビリテーション研究発表会第一七回発表論文集三二一八

三二二一 障害者職業総合センター 二〇〇九:

障害者職業総合センター 調査研究報告書No.83 軽度発達障害者

のための就労支援プログラムに関する研究 ……ワーク・チャ

レンジ・プログラム(試案)の開発…… 二〇〇八

障害者職業総合センター 就職支援ガイドブック ……発達障害

のあるあなたに……二〇〇八

障害者職業総合センター 広汎性発達障害者の雇用支援のために

……事業主と自閉症・アスペルガー障害など広汎性発達障害

のある者のための雇用支援ガイド……二〇〇九